

「養介護施設従事者等」と施設・事業所の責務 (3)

● 養介護施設・事業所の責務

- ① 養介護施設従事者等へ研修を実施する
- ② 利用者や家族からの苦情処理体制を整備する
- ③ その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる
(高齢者虐待防止法第20条)

！ 高齢者虐待の防止・発見・対応の責任は、従事者個人の問題だけではなく、施設・事業所そのものにもある

* 養護者から虐待を受けた高齢者の保護(「やむをえない事由」による措置)、養護者の支援(短期入所等)、地域の高齢者虐待防止ネットワーク等に協力する場合も

「高齢者虐待」の定義 (2)

● 「高齢者虐待」のとらえ方と対応が必要な範囲

- × 法律の定義にあてはまらない場合、対応は必要ない
- ◎ 高齢者虐待を、「高齢者が他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること」と広く捉える

！ 法の規定からは虐待にあたるかどうか判別しがたくとも、同様に防止・対応をはかることが必要

「高齢者虐待」の定義 (1)

● 「養介護施設従事者等」による高齢者虐待

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上 ¹⁾ の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(高齢者虐待防止法第2条第5項より)

身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係 (1)

● 身体拘束禁止規定と高齢者虐待

- 介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、**身体拘束その他の行動制限は原則禁止**(指定基準等による)
- 本人への精神的苦痛・身体機能の低下等の大きな弊害
- 家族・親族等への精神的苦痛、ケアを行う側の士気の低下

「緊急やむを得ない」場合を除いて、
身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当

● 身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係(2)

● 身体拘束に該当する具体的な行為の例

- 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

(出典:厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』, 2001)
© SENDAI DCRC

● 身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係(4)

● 「例外3原則」と求められる手続き

例外3原則:3つの要件をすべて満たすことが必要

- ① **切迫性:** 本人や他の入所者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② **非代替性:** 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がない
- ③ **一時性:** 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

慎重な手続き:極めて慎重に手続きを踏むことが求められている

- ① 例外3原則の確認等の手続きを、「身体拘束廃止委員会」等のチームで行い、記録する
- ② 本人や家族に、目的・理由・時間(帯)・期間等をできる限り詳しく説明し、十分な理解を得る
- ③ 状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合はすみやかに身体拘束を解除する

(出典:厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』, 2001)
© SENDAI DCRC

● 早期発見の責務と通報の義務(1)

- **保健・医療・福祉関係者の責務**
 - 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める
(高齢者虐待防止法第5条第1項)
- 「**介護施設従事者等による高齢者虐待**」における**通報の義務**
 - 虐待を受けたと思われる「高齢者を発見⇒市町村へ通報
一般…生命・身体に重大な危険→通報義務
それ以外の場合→通報“努力”義務

養介護施設従事者等…自分が働く施設等で発見した場合、重大な危険の有無に関わらず、**通報義務**
(≠努力義務)が生じる
(高齢者虐待防止法第21条第1項)

● 早期発見の責務と通報の義務(2)

- **守秘義務との関係** (高齢者虐待防止法第21条第6項)
 - 通報等を行うことは、守秘義務に妨げられない
* 「虚偽」(虐待の事実がないのに嘘の通報等を行う)、「過失」(一般の人人から見て虐待があったと「思った」ことに合理性がない)を除く
- **不利益取扱いの禁止** (高齢者虐待防止法第21条第7項)
 - 通報したことによる**不利益な扱い**(解雇、降格、減給など)は禁止(虚偽・過失を除く)

高齢者虐待の問題を施設・事業所の中だけで抱え込まずに、**早期発見・早期対応をはかるため**
* 施設・事業所内で対応したこと、通報義務は消失しない